

開発許可等に関する標準処理期間

「標準処理期間」とは、申請書を受理してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことです。そのため、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもあります。また、次のような期間は原則として標準処理期間に含まれておりませんので、御注意ください。

- (1) 申請の不備又は補正に要する期間
- (2) 国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審査会等における審議、審査等に要する期間
- (3) 他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う際に要する期間

標準処理期間一覧表

処分の概要	根拠条例等	標準処理期間
・都市計画区域計画又は準都市計画区域における開発行為の許可（5ha未満）	都市計画法第29条第1項	26日
・都市計画区域計画又は準都市計画区域における開発行為の許可（5ha以上）	都市計画法第29条第1項	36日
・開発行為の変更許可（5ha未満）	都市計画法第35条の2第1項	26日
・開発行為の変更許可（5ha以上）	都市計画法第35条の2第1項	36日
・開発区域内の土地における工事完了公告前の建築等の認定	都市計画法第37条第1項	12日
・開発許可を受けた土地における建築等の許可	都市計画法第42条ただし書き	26日
・開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	都市計画法第43条第1項	26日
・開発許可に基づく地位の承継承認	都市計画法第45条	12日
・風致地区内における建築行為等の許可	四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	26日